

埼玉県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 11 日

埼玉県公安委員会委員長 武 田 ち あ き

埼玉県公安委員会規則第 5 号

埼玉県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

埼玉県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和 7 年埼玉県公安委員会規則第 13 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 16 年埼玉県条例第 11 号。以下「デジタル手続条例」という。）第 11 条の規定に基づき、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、デジタル手続条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、埼玉県警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び警察署長をいう。
- (2) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することそ

の他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

- (3) 電子証明書 申請等をする者又は公安委員会等若しくは県の機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 デジタル手続条例第3条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 デジタル手続条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、公安委員会又は警察本部長の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- (1) 申請等につき規定した条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項
(2) 前号に掲げる事項を除く当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項

2 公安委員会又は警察本部長が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等をする者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(公安委員会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会若しくは警察本部長の別途指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講じるとき、又は県の機関等が申請等をする場合において公安委員会若しくは警察本部長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

- (1) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の条例等の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

(3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(4) 前各号に規定するもののほか、公安委員会又は警察本部長が定める電子証明書

3 デジタル手続条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。

4 デジタル手続条例第9条に規定する規則で定める添付することを要しない書面等については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するものとし、申請等をする者が、当該申請等に際し添付することが規定されている当該書面等については、公安委員会等が当該書面等に記載された事項を確認するために必要な事項を申請等に併せて入力し、公安委員会等が電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

5 条例等の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等をする者が、第1項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

（情報通信技術による手数料の納付）

第5条 デジタル手続条例第3条第5項に規定する情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第6条 デジタル手続条例第3条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると公安委員会又は警察本部長が認める場合

- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認すべき事情があると公安委員会又は警察本部長が認める場合
- (3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第1項の規定による入力
が困難である場合
- (4) 前3号に掲げるほか、申請等の全部について電子情報処理組織を使用する方法により行
うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合
(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第7条 デジタル手続条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第8条 公安委員会等は、デジタル手続条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等について書面等により行うときに記載すべき事項を前条の公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

2 公安委員会等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。ただし、公安委員会若しくは警察本部長が別に定める方法により当該処分通知等を確認するための措置を講じる場合又は県の機関等に対して当該処分通知等を行う場合において、公安委員会又は警察本部長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

3 デジタル手続条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。

(処分通知等を受ける旨の意思表示の方式)

第9条 デジタル手続条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第7条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委

員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出

(3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会又は警察本部長が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第10条 デジタル手続条例第4条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると公安委員会又は警察本部長が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと公安委員会又は警察本部長が認める場合

(3) 前2号に掲げるほか、処分通知等の全部について電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

(電磁的記録による縦覧等)

第11条 公安委員会等は、デジタル手続条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項についてインターネットを利用して縦覧等に供する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え付ける方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第12条 公安委員会等は、デジタル手続条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により行うものとする。

2 デジタル手続条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録すること又は公安委員会若しくは警察本部長の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

(国家公安委員会が所管する法令に係る手続等)

第13条 国家公安委員会が所管する法令に係る手続等について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、国家公安委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、令和8年9月15日から施行する。